

旅費事務取扱要領

(用語)

第 1 条 この要領において使用する用語は、日本司法支援センター旅費規程（平成18年規程第 19号）及び同旅費細則（令和 7 年細則第 5 号）において使用する用語の例による。

(旅行命令等の変更を受けた場合における旅費)

第 2 条 旅費規程第 3 条第 3 項に規定する取扱要領で定めるものは、旅費規程第 8 条第 2 項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、旅費細則第 4 条第 1 項各号、第 5 条第 1 項各号、第 6 条第 1 項各号及び第 7 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び旅費規程第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額の合計額
- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について、旅費細則第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条及び第 13 条並びに旅費規程第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額の合計額
- (3) 前 2 号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

(旅行命令等の通知)

第 3 条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更した場合には、できるだけ速やかに次条第 1 項で定める事項を出納責任者に通知しなければならない。

(旅行命令書等の記載事項)

第 4 条 旅費規程第 4 条第 4 項に規定する取扱要領で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間及び旅行命令権者の職名とする。

- 2 旅行命令書兼旅費請求書は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属、職名、氏名、職務の級（職員が理事長、理事等いずれかに該当する場合は、その旨。）、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る請求年月日及び請求額を記載又は記録する。
- 3 旅行依頼書兼旅費請求書は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第 1 項に定める事項の

ほか、所属団体又は所属部局課、職名、氏名、職務の級（旅行者が監事等に該当する場合は、その旨。）、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る請求年月日及び請求額を記載又は記録する。

- 4 旅行変更・取消命令書兼旅費請求書は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第1項に定める事項のほか、旅行命令等の変更の事実を記載又は記録する。

（旅行命令等の変更の申請）

第5条 旅行者は、旅費規程第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

（鉄道賃に係る鉄道）

第6条 旅費細則第4条第1項に規定する取扱要領で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの

（船賃に係る船舶）

第7条 旅費細則第5条第1項に規定する取扱要領で定めるものは、次に掲げるものとする。

海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

（航空賃に係る航空機）

第8条 旅費細則第6条第1項に規定する取扱要領で定めるものは、次に掲げるものとする。

航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

（宿泊費基準額）

第9条 旅費細則第8条に規定する取扱要領で定める額は、別表第1のとおりとする。

（宿泊手当の定額等）

第10条 旅費細則第10条に規定する取扱要領で定める1夜当たりの定額は、別表第2のとおりとする。

- 2 宿泊手当の額は、旅費規程及び旅費細則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、別表第2のとおりとする。ただし、旅費規程及び旅費細則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する

場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

第11条 旅費細則11条に規定する取扱要領で定める方法は、次に掲げる方法とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする（第1項本文に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合は、この限りではない。）。
- 2 前項の算定に当たっては、旅費規程及び旅費細則により他の種目として支給を受ける費用その他支給が適当でない費用として日本司法支援センターが定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第12条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における勤務場所の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(旅費の精算に係る期間)

第13条 旅費規程第7条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のために旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2週間とする。

- 2 旅費規程第7条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。

附 則（日本司法支援センター令和7年細則第6号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和8年細則第15号）

この要領は、令和8年9月25日から施行する。

別表第 1

区分	宿泊費基準額（1夜につき）		
	理事長	理事、監事等	職務の級が10級以下の者
北海道	30,000円	20,000円	15,000円
青森県	24,000円	16,000円	12,000円
岩手県	20,000円	13,000円	10,000円
宮城県	24,000円	16,000円	12,000円
秋田県	22,000円	14,000円	11,000円
山形県	20,000円	13,000円	10,000円
福島県	18,000円	12,000円	9,000円
茨城県	22,000円	14,000円	11,000円
栃木県	22,000円	14,000円	11,000円
群馬県	24,000円	16,000円	12,000円
埼玉県	32,000円	21,000円	16,000円
千葉県	34,000円	22,000円	17,000円
東京都	42,000円	27,000円	21,000円
神奈川県	32,000円	21,000円	16,000円
新潟県	32,000円	21,000円	16,000円
富山県	22,000円	14,000円	11,000円
石川県	20,000円	13,000円	10,000円
福井県	20,000円	13,000円	10,000円
山梨県	26,000円	17,000円	13,000円
長野県	26,000円	17,000円	13,000円
岐阜県	26,000円	17,000円	13,000円
静岡県	24,000円	16,000円	12,000円
愛知県	24,000円	16,000円	12,000円
三重県	24,000円	16,000円	12,000円
滋賀県	22,000円	14,000円	11,000円
京都府	40,000円	26,000円	20,000円
大阪府	32,000円	21,000円	16,000円
兵庫県	34,000円	22,000円	17,000円
奈良県	24,000円	16,000円	12,000円
和歌山県	22,000円	14,000円	11,000円
鳥取県	18,000円	12,000円	9,000円
島根県	24,000円	16,000円	12,000円
岡山県	28,000円	18,000円	14,000円
広島県	28,000円	18,000円	14,000円
山口県	18,000円	12,000円	9,000円
徳島県	20,000円	13,000円	10,000円
香川県	30,000円	20,000円	15,000円
愛媛県	24,000円	16,000円	12,000円
高知県	24,000円	16,000円	12,000円
福岡県	34,000円	22,000円	17,000円
佐賀県	22,000円	14,000円	11,000円
長崎県	26,000円	17,000円	13,000円
熊本県	28,000円	18,000円	14,000円
大分県	22,000円	14,000円	11,000円
宮崎県	22,000円	14,000円	11,000円
鹿児島県	22,000円	14,000円	11,000円
沖縄県	24,000円	16,000円	12,000円

備考

指定職は「理事、監事等」の区分による。

別表第2

区分	宿泊手当 (1 夜につき)
全ての地	2,400円